

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名 総務省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	被用者年金一元化法等による地方公務員等の共済年金の3階部分（職域部分）の廃止及び「年金払い退職給付」制度の創設等に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」が平成24年8月10日に成立し、また、「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号）」が平成24年11月16日に成立したところ。これらの規定に基づき平成27年10月に、厚生年金に地方公務員等も加入することとされ、共済年金の2階部分の年金は厚生年金に統一されることとなった。また、共済年金の3階部分（職域部分）は廃止（経過措置あり）されると同時に、新たに「年金払い退職給付」が創設されることとなった。これらを受けて必要な税制措置を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>一元化前に既に給付が開始されている年金や、旧職域部分に係る年金については、引き続き従前の特例措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）の適用を継続するとともに、新たに創設される「年金払い退職給付」について、所要の税制上の特例措置（拠出時：社会保険料控除等、運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）の適用等を要望する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第25条の2、第32条、第34条、第51条、第313条、第314条の2、第314条の4</p> <p>※その他制度の実施に伴い必要となる税目の関係条文。</p> <p>&lt;参考：国税関係条文&gt;</p> <p>所得税法第11条、第30条、第35条、第74条 法人税法第22条、第84条、第87条</p>		
減収見込額	[初年度]	—	[平年度] —
	[改正増減収額]	—	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>新たな公務員制度としての年金の給付制度について、引き続き必要な税制措置を講じることにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>現行の共済年金にある3階部分（職域部分）は平成27年10月に廃止され、同時に新たな公務員制度としての年金の給付制度が施行されることとなるが、当該廃止前後において「退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持」を図る（地方公務員法第43条第3項）ための年金制度としての意義は変わらないことから、引き続き必要な税制措置を講じることが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	新たな公務員制度としての年金の給付については、地方公務員の退職又は死亡後の遺族の適当な生活の維持のための制度であることから、税制措置についても、引き続き必要な税制措置を講じることが妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3—3